

平成20年度第1回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会会議要録

開催日：平成20年8月15日(金)

時間：10:30～12:10

会場：佐倉市役所1号館3階会議室

出席者 委員 覺正委員、阿部委員、清水委員、角田委員、成瀬委員、山森委員
事務局 平川総務課長、細口班長、籠橋主任主事、矢島主任主事、勝田主任主事
傍聴人 1人

1 報告

事務局から、平成19年度及び平成20年度(平成20年4月1日から6月30日現在)の資料を基に、次のような説明を行いました。

(1) 情報公開制度の実施状況について

・平成19年度情報公開制度の実施状況について

平成19年4月1日から平成20年3月31日までに、延べ202人の方から開示請求があり、対象となる公文書件数は342件でした。これに伴う開示決定等については、全部開示決定が94件、部分開示決定が192件、不開示決定が46件、取下げが10件となっています。

実施機関別開示請求に係る公文書の件数は、市長部局が最も多く173件、続いて教育委員会が161件などとなっています。市長部局の中では特に都市部が多く、87件となっており、開発行為に関する文書の請求が多くなっています。

不開示理由別内訳については、個人情報によるものが最も多く152件、続いて法人等情報によるものが97件となっています。また、事務事業執行情報が5件となっています。これは各小中学校長の目標申告書中の人事管理に係る事項を不開示としています。この他に、公共安全等情報によるものが4件ありました。具体的には電柱及び電線設置計画に係る情報等を不開示としています。

開示請求者の状況については、開示請求者数が延べ202人で、公文書件数が342件ですので、開示請求者1人当たりの平均公文書件数は約1.7件です。開示請求者の区分については、市内に住所を有する方からの請求が141件と最も多くなっています。

また、情報公開審査委員に対する不服の申出等はありませんでした。

平成19年4月1日から平成20年3月31日までに、市政情報の公表に関する

要綱第3条各号に該当するものとして347件の市政に関する情報を公表しました。主な内容は、各審議会等の会議録、人口に関する情報、市で開催している講座や教室、議会に関する情報等となっています。公表の方法については、主に広報紙及び市のホームページへの掲載、市政資料室への配架等となっています。

審議会等の会議の公開に関する運用状況については、平成19年4月1日から平成20年3月31日までに、66の審議会等が117回の会議を開催しています。そのうち、会議の全てを公開した回数は79回、一部を非公開とした回数は7回、会議を全て非公開とした回数は31回となっています。傍聴人の数は、合計116人でした。会議を非公開とした理由の多くは、会議の中で個人情報を取り扱うことによるものです。

またこれとは別に、9の審議会等から会議において個人情報を取り扱うため、全部を原則非公開とする旨の決定書が提出されています。これらの会議の回数は381回となっており、主な内訳としては、佐倉市介護認定審査会が218回、佐倉市児童虐待防止ネットワークが137回などとなっています。

市政資料室の利用状況については、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの市政資料室の利用人数は6,048人でした。

・平成20年度情報公開制度の実施状況について

平成20年4月1日から平成20年6月30日までに、延べ26人の方から開示請求があり、対象となる公文書件数は27件でした。これに伴う開示決定等については、全部開示決定が2件、部分開示決定が16件、不開示決定が6件、取下げが3件となっています。

実施機関別の開示請求に係る公文書の件数については、市長部局が最も多く24件となっています。市長部局の中で特に多い部署は都市部で、やはり開発行為に関する文書の請求が多くなっています。

不開示理由別内訳は、個人情報によるものが12件、法人等情報によるものが8件となっています。開示請求者数は26人、これに対し公文書件数は27件で、開示請求者1人当たりの平均公文書件数は約1件となっています。開示請求者の区分については、市内に住所を有する方からの請求が16件で、最も多くなっています。

なお、情報公開審査委員に対する不服の申出等はありませんでした。

市政情報の公表状況については、平成20年4月1日から平成20年6月30日までに、市政情報の公表に関する要綱第3条各号に該当するものとして79件の市政に関する情報を公表しました。主な内容は、各審議会等の会議録、人口に関する情報、議会に関する情報等となっています。公表の方法は、19年度と同様に、広報紙及び市のホームページへの掲載、市政資料室への配架等となっています。

市政資料室の利用状況については、平成20年4月1日より平成20年6月30日までの利用人数は1,511人となっています。

上記報告を受け、委員から次のような意見等がありました。

〔意見等〕

委員 原則全部を非公開としている審議会等については、先ほど報告に上がったほかに、どこがあるのでしょうか。

事務局 佐倉市行政活動成果評価懇話会、国民健康保険運営協議会、佐倉市介護認定審査会、佐倉市障害者自立支援審査会、佐倉市障害児等保育検討会議、佐倉市児童虐待防止ネットワーク、佐倉市公共工事設計業務検討委員会、佐倉市入札監視委員会、佐倉市心身障害児就学指導委員会の9つとなっています。

委員 平成19年度の市政資料室の利用人数が6,048人ということですが、これは多いのでしょうか、それとも少ないのでしょうか。

事務局 平成18年度が6,174人、平成17年度が6,684人ということで概ね横ばいの数字となっています。

委員 年度ごとの利用者数の推移に対して、市政資料室の広さが適正かどうか確認したいと思ひまして、このような質問をさせていただきました。施設の広さについては、充足されていると考えてよろしいわけですね。

委員 平成20年度の公文書開示請求の実施状況の中で、公文書の不存在ということで6件となっています。この内容は、開発行為に関する文書で6件となっています。なぜ、開発行為に関する文書が多くなっているのでしょうか。

委員 平成19年度からの資料を見ると、開発行為に関する請求が多くなっていますが、これについて何か理由があるのでしょうか。

事務局 平成19年度につきましては、市街化調整区域の開発で開発業者と近隣住民のトラブルなどがあり、それらに関する公文書の開示請求がなされています。平成20年度の不存在の関係につきましては、かなり以前の文書について請求がなされ、当時は市の事務ではなく県の事務であり、市において手続がなされていないとの理由で、文書が存在しないということがありました。

委員 開示請求について、取下げというのが複数ありますが、開示請求の受付日は資料中にありますが、取下げた日についての記録はないのでしょうか。

事務局 開示請求者が請求の取下げを行う場合には、特に様式はありません。請求者からの電話等でも取下げを受けており、取下げの日付等について記録はしていますが、資料には記載していません。

委員 取下げについては、開示請求を一度受け付けてその効果を失くしていますので、事務局で取扱いについて検討をしてはいかがでしょうか。

委員 開示請求について、手数料の徴収は現行制度上、行っているのでしょうか。

事務局 市内にお住いの個人の方については、閲覧手数料は無料となっています。市外にお住いの個人と法人等の団体については、閲覧手数料が公文書1件に

つき300円となっています。写しの交付については、モノクロであれば片面1枚につき10円などとなっています。

(2) 個人情報保護制度の運用状況について

・平成19年度個人情報保護制度の運用状況について

佐倉市個人情報保護条例第6条に基づいて届出がされている保有個人情報取扱事務の総数は、平成19年7月31日現在で572件となっています。

保有個人情報取扱事務の実施機関ごとの内訳は、市長部局が463件、水道事業管理者が25件、議会が3件、監査委員が1件、選挙管理委員会が11件、農業委員会が10件、教育委員会が59件となっています。

なお、平成19年4月1日から平成20年3月31日までに、実施機関が行った保有個人情報取扱事務に係る目的外利用は4件でした。主な内容については、広報紙の郵送事務については、千葉県議会議員一般選挙及び佐倉市長選挙並びに佐倉市議会議員一般選挙に伴い、新聞未購読世帯に対し選挙公報を配布するため、広報課から選挙管理委員会事務局へ住所・氏名を目的外利用しているものです。また、福祉年金給付事務については、介護保険料の賦課にあたり、介護保険法施行令第38条第1項及び第39条第1項に基づき、老齢福祉年金受給者の把握が必要なため、市民課から介護保険課へ老齢福祉年金受給権者氏名等を目的外利用しているものなどとなっています。

平成19年4月1日から平成20年3月31日までに、佐倉市個人情報保護条例第9条に基づいて、実施機関が行った保有個人情報取扱事務に係る外部提供は、157件となっています。道路交通法第51条の5第2項による照会に基づき、公安委員会へ原動機付自転車の所有者の住所、氏名等を提供したものが最も多く、86件となっています。

自己の保有個人情報の開示請求の件数については、平成19年4月1日から平成20年3月31日までに、延べ13人の方から開示請求があり、対象となる公文書件数は26件でした。これに伴う開示決定等は、全部開示決定が18件、部分開示決定が5件、不開示決定が2件、取下げが1件となっています。部分開示決定の理由は、開示請求者以外の個人情報、法人等情報を不開示としたことによるものでした。なお、訂正及び利用停止請求は、ありませんでした。

佐倉市個人情報保護条例第25条に基づいて行う口頭による開示請求の実施状況は、印旛郡市職員採用共同試験の結果について、第1次試験の不合格者の総合順位、一般教養試験の正解数及び専門試験の正解数を請求者に開示しています。請求件数は4件でした。

また、個人情報保護委員に対する不服の申出等はありませんでした。

・平成20年度個人情報保護制度の運用状況について

佐倉市個人情報保護条例第6条に基づいて届出がされている保有個人情報取扱事務の総数は、平成20年7月7日現在571件となっており、前年度と比較して、1件少なくなっています。

平成20年4月1日から平成20年6月30日までに、佐倉市個人情報保護条例第8条に基づいて、実施機関が行った保有個人情報取扱事務に係る目的外利用はありませんでした。

また、佐倉市個人情報保護条例第9条に基づいて、実施機関が行った保有個人情報取扱事務に係る外部提供は、37件となっています。内訳は、道路交通法第51条の5第2項による照会に基づき、公安委員会へ原動機付自転車の所有者の住所、氏名等を提供したものが22件、刑事訴訟法第197条第2項による照会に基づく警察署への提供が11件などとなっています。

平成20年4月1日から6月30日までに、延べ5人の方から自己の保有個人情報の開示請求があり、対象となる公文書件数は5件でした。これに伴う開示決定等は、全部開示決定が2件、部分開示決定が1件、不開示決定が2件となっています。部分開示決定の理由は、開示請求者以外の個人情報を不開示としたためです。なお、訂正及び利用停止請求は、ありませんでした。また、個人情報保護委員に対する不服の申出等もありませんでした。

上記報告を受け、委員から次のような意見等がありました。

〔意見等〕

委員 保有個人情報取扱事務の届出事項にある戸籍的事項や心身の状況というのは、具体的にはどのような情報でしょうか。また届出は、毎年必要なのでしょうか。

事務局 個人情報保護事務の手引の213頁に、具体的な例が記載されていますのでご覧いただければと思います。また、保有個人情報取扱事務の届出については、佐倉市個人情報保護条例第6条に基づいて、各所管課から提出をしています。所管課等で、新たに保有個人情報を取り扱う事務を開始する場合には、新規に届出を提出し、事務の内容等に変更があった場合には、その都度変更届を提出することとなっています。また、事務が廃止となった場合には、当該事務で使用した文書が廃棄され、個人情報を保有しなくなった時点で廃止届を提出することとなっています。届出については毎年行う必要があるというわけではありません。

委員 開示請求の取下げについては、取下げがあった場合には口頭などで受け付けるとのことでした。市民サービスのためには、簡単に取下げができるほうが良いのと思うのですが、裁判手続などでは文書を出さないといけないということがあります。行政としては、取下げであったととらえた場合でも、

本人はそうではなかったというケースも起こりえないわけではありません。市民サービスとの関係も考慮しなければなりません。県内の他の市町村で、取下げの場合に書面を要求しているのかなどについて、調査されてはいかがでしょうか。

委員 今のご意見について、やはり本人が取り下げたという明確な意思をどのように確認するかという問題と、市民サービスを考えたときにどこに調和を求めるといふ点が難しい問題ですので、他市町村の状況も踏まえてご検討されてはいかがでしょうか。

事務局 他市町村の状況について調査、検討をさせていただきます。

2 その他

事務局より、資料などを基に次のような説明を行いました。

・「ちば電子申請・届出サービス」による公文書開示請求の受付の開始について

平成20年8月1日より、「ちば電子申請・届出サービス」による公文書開示請求の受付を開始しています。「ちば電子申請・届出サービス」とは、インターネットのサイト上で利用者登録をした利用者が、各自治体へ各種の申請・届出を行うことができるサービスです。運用の開始に当たっては、佐倉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項を根拠としており、今回、佐倉市情報公開条例及び佐倉市情報公開条例施行規則の改正の必要はありません。

また、各自治体への申請・届出データは、それぞれ個別に管理する仕組みになっていることから、他の自治体から佐倉市のデータにアクセスすることはできません。

このため、佐倉市個人情報保護条例第9条に規定する「外部提供」や第10条に規定する「オンライン結合による外部提供等」には該当せず、条例上、審議会でご審議いただく必要はありません。

上記報告を受け、委員から次のような意見等がありました。

〔意見等〕

委員 個人情報保護条例と情報公開条例のどちらの開示請求についても、電子申請を行うことができるのでしょうか。

事務局 情報公開条例の公文書開示請求の受付についてのみ導入をしています。個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求につきましては、年間の請求件数が10数件ということもあり、また開示請求の受付時などに請求者の本人確認が必要なことなどから、現状としては導入していません。

・住民基本台帳の閲覧件数の審議会への報告について

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの閲覧請求者は44人、閲覧

件数は1,580件でした。平成18年度の場合と比較すると、閲覧請求者が5人の減少、閲覧件数が215件の減少となっています。閲覧の目的については、資料中の住民基本台帳法第11条の2第1項第1号公益性告示3の公益性が高いと認められる統計的調査研究のための閲覧等によるものが最も多くなっています。

また、資料中の平成17年度の場合と比較しますと、閲覧請求者数、閲覧件数ともに大幅に減少しています。これは平成18年11月1日に住民基本台帳法などの一部改正がされたことにより、閲覧できる場合が限定されたことによります。

上記報告を受け、委員からの意見等はありませんでした。

・災害時要援護者名簿作成に係る進捗状況について

市では、災害時要援護者名簿作成について、市内の防災担当部門と福祉部門による検討委員会において検討を進めています。

名簿の作成にあたっては、二本立ての作成方式で行う方向で検討を進めております。一つは、市の福祉部門で保有する要介護認定や障害などに係る情報を、ご本人の同意なしに関係機関で共有する方式、もう一つは、名簿登載の希望者を募り、名簿登載について申出や同意があった方のみを名簿に登載する方式です。今後市内での検討を経て、条例の規定に基づき、必要に応じて審議会にお諮りする予定です。

なお、ご参考までに、要援護者名簿に係る県内市町村の動向について、あわせてご報告をさせていただきます。県内市町村においても、内部での検討段階にある自治体が多いようですが、成田市と柏市においては対象者本人の同意や申出に基づき、名簿を作成、自治会や消防団等への外部への提供を開始しています。近隣の成田市では、自治会や消防団等への名簿の提供を今年4月より順次開始しており、提供にあたっては、個人情報取扱いについての覚書等を締結し、個人情報の保護を図っているとのこと。

上記報告を受け、委員から次のような意見等がありました。

〔意見等〕

委員 質問ではないのですが、佐倉地区の民生委員協議会では、独自に要援護者名簿の作成を進めており、7月末現在で、対象者の70%を超える方の同意をいただき登録をしています。民生委員が1件1件お宅を回るなどして、個人的にお話をしながら、皆さんが納得して登録していただいた結果が70%を超える方の登録となっています。民生委員などと市が協力しながら、災害の時に一人も見逃さないということが大事だと思います。次回のこうほう佐倉に、佐倉地区の取り組みが記事として掲載されるということですので、情報が行き渡れば、市民の皆さんからも、こういうことを市でもやってほしい、という声が出てくるのではないのでしょうか。

他に意見等がないことを確認して、会長が会議を終了しました。